

鳥取県 指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針 (入所選考指針)

新	旧
1 趣旨及び目的 この指針は、国の省令改正等に基づき、鳥取県内の指定介護老人福祉施設等（以下「施設」という。）における入所選考に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設における入所選考の合理的かつ円滑な実施に資することを目的とする。 2 入所の対象となる者 （１）入所の対象となるものは、<u>入所申込者のうち、要介護３から要介護５までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者及び、要介護１又は要介護２であって、次の（２）に定める特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。</u> （２）特例入所要件に該当することの判定に際しては、<u>介護保険法施行規則第１７条の１０に定める「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」ことに関し、以下の事情を考慮する。</u> ① <u>認知症や、知的障がい又は精神障がい等を伴う者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。</u> ② <u>家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。</u> ③ <u>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。</u> 3 入所の申し込み （１）申し込み方法 入所の申し込みは、<u>「指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所申込書兼台帳（標準様式１ 以下「申込書」という。）」及び原則として居宅介護支援事業者、施設等の介護支援専門員等（以下「介護支援専門員等」という。）の意見を付した「指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所選考調査票（標準様式２ 以下「調査票」という。）」により、本人又は家族等から施設に対して行うものとする。なお、既申込者に関し、身体状況に著しく変化のあった場合も同様とする。</u> その際<u>介護支援専門員等</u>は、<u>申し込み</u>に際して必要な援助を行うものとする。	1 趣旨及び目的 この指針は、国の省令改正等に基づき、鳥取県内の指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）における入所選考に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設における入所選考の合理的かつ円滑な実施に資するため、<u>鳥取県老人福祉施設協議会内に「指定介護老人福祉施設入所指針策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、優先入所に関する指針として策定するものである。</u> なお、<u>本指針は策定委員会において県、市町村（保険者）の意見を得ながら策定したものである。</u> 2 入所の対象となる者 入所の対象となるものは、<u>要介護１から５までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難なものとする。</u> 3 入所の申込み （１）申込み方法 入所の申込みは、<u>指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕入所申込書兼台帳及び原則として居宅介護支援事業者、施設等のケアマネジャー等（以下「ケアマネジャー等」という。）の意見を付した入所選考調査票により、本人又は家族等から施設に対して行うこととする。</u> なお、<u>既申込者の身体状況に著しく変化のあった場合も同様とする。</u> その際<u>ケアマネジャー等</u>は、<u>申込</u>に際して必要な援助を行うものとする。

(2) 添付資料

申し込みは、このほか介護保険被保険者証（写）、要介護認定調査票の基本調査（写）、直近3か月分のサービス利用票（写）、サービス利用票別表（写）を添付した上で行うものとする。

(3) 入所申込受付簿の整理

施設が申込書を受理した場合は、「入所申込受付簿（標準様式3 以下「受付簿」という。）」にその内容を記載して管理するものとする。

また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、受付簿にその内容を記載するものとする。

(4) 特列入所における取り扱い

要介護1又は2の入所申込者に関し、特列入所が認められる場合には、以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村又は広域連合（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、必要な情報共有が行われるのであれば、以下の取り扱いと異なる手続きでも差し支えない。

① 施設は、入所申込者に対して、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」ことについて、その理由など必要な情報を入所申し込みに当たり求める。

② この場合において、施設は、保険者市町村に対し「特列入所に関する報告書（標準様式4）」により報告を行うとともに、当該入所申込者が特列入所対象者に該当するか否かを判断するに当たってその意見を求める。

③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対し「特列入所に関する意見書（標準様式5）」によりすみやかに意見を表明するものとする。

④ 施設は、入所の選考に係る事務を行うための合議制の委員会（以下「入所選考委員会」という。）の開催に際し、必要に応じて特列入所に該当するか否か改めて保険者市町村に確認することが望ましい。

4 入所選考委員会

(1) 施設は、入所選考委員会を設置するものとする。

(2) 入所選考委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所選考委員会には施設以外の第三者（地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）が参加することが望ましい。

(3) 入所選考委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催するものとする。

(4) 入所選考委員会は、「入所選考者名簿（標準様式6 以下「選考者名簿」という。）」を調整するとともに、これに基づき入所順位の決定を

(2) 添付資料

施設への申込に当たっては、介護保険被保険者証（写）、要介護認定調査票の基本調査（写）、直近3か月分のサービス利用票（写）、サービス利用票別表（写）を添付した上で行うものとする。

(3) 受付簿の整理

施設が申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。

また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、その内容を記載するものとする。

4 入所選考委員会

(1) 施設は、入所の選考に係る事務を行うため、合議制の委員会（以下「入所選考委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 入所選考委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所選考委員会には施設以外の第三者（地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）が参加することが望ましい。

(3) 入所選考委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催するものとする。

(4) 入所選考委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づき入所順位の決定を行う。

行う。

(5) 施設は、入所選考委員会を開催したときは、その協議の内容（3の(4)③及び④の保険者市町村の意見を含む。）を記録し、これを5年間保存するものとする。

(6) 施設は、保険者市町村又は県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

5 選考者名簿の調整

(1) 調整方法

選考者名簿は、入所申込者に対して、別表に定める基本的評価基準による評価（(a)～(d)の合計点）と個別的評価事項を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

【基本的評価基準】

- ①要介護度
- ②認知症の程度
- ③在宅サービスの利用率
- ④介護者の有無
- ⑤地域性による評価

【個別的評価事項】

施設は、基本的評価基準項目以外で〈個別の事情〉

①遠隔地の利用者を親族の居住地付近の施設に入所させる場合の配慮。

②家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮。

③その他特別に配慮しなければならない個別の事情。

〈施設の事情〉

④性別 ⑤ベッドの特性 ⑥サービス供給体制

などの個別的に評価する事項について、独自に評価方法を設定し、評価するものとする。

(2) 調整時期

選考者名簿は、入所選考委員会の開催ごとに調整する。（開催：原則月1回）

6 特別な事由による入所

次のいずれかの場合は、施設長は、入所選考委員会の審議によらず申込者の入所を決定することができる。その場合において、施設長は、事後の当該委員会で報告をするものとする。

(1) 災害又は事件・事故や介護者の急な入院等により、緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所選考委員会を招集する余裕がない場合。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する措置を受託する場合。

7 その他の取扱い

(5) 施設は、入所選考委員会を開催したときは、その協議の内容を記録し、これを2年間保存するものとする。

(6) 施設は、市町村等又は鳥取県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

5 選考者名簿の調整

(1) 調整方法

選考者名簿は、入所申込者に対して、別表に定める基本的評価基準による評価と個別的評価事項を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

【基本的評価基準】

- ①要介護度
- ②痴呆の程度
- ③在宅サービスの利用率
- ④介護者の有無
- ⑤地域性による評価

【個別的評価事項】

施設は、基本的評価基準項目以外で〈個別の事情〉

①遠隔地の利用者を親族の居住地付近の施設に入所させる場合の配慮。

②家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮。

③その他特別に配慮しなければならない個別の事情。

〈施設の事情〉

④性別 ⑤ベッドの特性 ⑥サービス供給体制

などの、個別的に評価する事項について独自に評価方法を設定し、評価するものとする。

(2) 調整時期

選考者名簿は、入所選考委員会を開催するごとに調整する。（開催原則月1回）

6 特別な事由による入所

次に掲げるいずれかの場合は、施設長は、入所選考委員会の審議によらず申込者の入所を決定することができる。その場合において、施設長は、事後の当該委員会で報告をするものとする。

(1) 災害又は事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所選考委員会を招集する余裕がない場合。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する措置委託を行う場合。

(3) 特例入所制度（厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定の方法の一部改正について（平成12年11月21日付け厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）第1に規定する特例利用をいう。）の運用をする場合。

7 その他の取扱い

(1) 辞退者の取扱い

入所に際して入所意志の再確認をしたにもかかわらず、申込者の都合により辞退があった場合は、その申込者の順位を繰り下げる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時的に辞退をする場合は、順位を保留するものとする。又、順位を繰り下げた後に再度の辞退があった場合は、改めて施設利用が必要となるまでの間、受付簿から除外することができる。

(2) 施設入所者等の取扱い

他の介護保険施設又は病院等に入所（入院）している者で、当該施設から退所（退院）を求められている者のうち、在宅復帰が極度に困難な者については、次に掲げる方法のいずれかにより入所選考委員会の審議を経て入所の順位を決定することができる。

ア 選考者名簿の調整に当たっては、基本的評価基準による評価を行う際の当該者の在宅サービス利用率については、別表に定めた点数にて評価を行うが、それ以外の評価事項については、他の申込者と同様に扱うこと。ただし、入所（入院）直前の在宅サービス利用率が60%以上の場合には、その率に該当するものとして評価すること。

イ 施設が独自に適切な基準を設ける場合は、それにより評価すること。この場合において、選考者名簿の上位登載者と比較考量して、バランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。

8 適正運用

(1) 県及び鳥取県老人福祉施設協議会は、本入所選考指針をそれぞれ公表するとともに、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

(2) 施設等は、この指針に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとする。

(3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、この指針の内容について適切な説明をするものとする。

(4) 施設は、必要に応じて入所選考に係る説明又は資料の開示を行う場合に、適切な対応ができるよう、予め責任者や窓口を明確にしておくとともに個人のプライバシー等個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。

(5) 施設の職員及び入所選考委員会の第三者の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後又は委員を退任した後も同様とする。

(6) 市町村と関係団体が当該市町村に所在する施設を対象として、本指針と同様の趣旨で指針を策定する場合は、本指針は適用しない。

9 附 則

(1) 既入所申込者の取扱い

施設は、市町村と協力し、この指針の施行の際既に各施設へ入所の申込みをしている者に対して、この指針の周知及び再入所の申込みを行うことを勧奨するものとする。

(2) 辞退者の取扱い

入所に際して入所意志の再確認をしたにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、その申込者の順位を繰り下げる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留するものとする。又、順位を繰り下げた後に再度の辞退があった場合は、改めて施設利用が必要となるまでの間、受付簿から除外することができる。

(3) 施設入所者等の取扱い

他の介護保険施設又は病院等に入所（入院）している者で、当該施設から退所（退院）を求められているもののうち、在宅復帰が極度に困難な者については、次に掲げる方法のいずれかにより入所選考委員会の審議を経て入所の順位を決定することができる。

ア 選考者名簿の調整に当たっては、基本的評価基準による評価を行う際の当該者の在宅サービス利用率については、別表に定めた点数にて評価を行うが、それ以外の評価事項については、他の申込者と同様に扱うこと。ただし、入所（入院）直前の在宅サービス利用率が60%以上の場合には、その率に該当するものとして評価すること。

イ 施設が独自に適切な基準を設ける場合は、それにより評価すること。この場合において、選考者名簿の上位登載者と比較考量して、バランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。

8 適正運用

(1) 鳥取県及び鳥取県老人福祉施設協議会は、本入所選考指針をそれぞれ公表するとともに、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

(2) 施設等は、この指針に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとする。

(3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、この指針の内容について適切な説明をするものとする。

(4) 施設は、必要に応じて入所選考に係る説明又は資料の開示を行う場合に、適切な対応ができるよう、予め責任者や窓口を明確にしておくとともに個人のプライバシー等個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。

(5) 施設の職員及び入所選考委員会の第三者の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

(6) 市町村と関係団体が当該市町村に所在する施設を対象として、本指針と同様の趣旨で指針を策定する場合は、本指針は適用しない。

9 附 則

(1) 施設における、指針に基づく入所決定の運用は、平成 15 年 10 月 1 日から開始する。

(2) この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から改正して施行する。

(1) 施設における、指針に基づく入所決定の運用は、平成 15 年 10 月 1 日から開始する。

(2) 本指針は、2 年ごとに見直すこととし、その間であっても指針の運用に重大な支障があり、かつ、直ちに見直す必要が生じた場合は、随時、見直すこととする。見直しに当たっては本指針の作成手順を準用するものとする。